受益者負担金



受益者負担金制度とは

公共下水道は自然環境を守り、生活環境を改善していく上で重要な公共施設であり、整備されることで、その区域の土地の利便性や快適性が向上することになります。

しかし、公共下水道の利用は、住民の誰もが自由に利用できる道路や公園などの公共施設と異なり、下水道が整備された区域に住んでいる方やその土地の所有者に限られますので、下水道の建設費を市の財源(市民の税金等)や国・県からの補助金等の公費だけで賄うとなると、下水道の未整備の区域の方たちにも負担をかけることになります。

そこで、負担の公平を図るという主旨のもとに、下水道の建設費の一部を負担金として、負担していただく制度が「受益者負担金制度」であり、本市では、「日南市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」を定め、受益者から徴収しています。

賦課対象となる土地と受益者

公共下水道が整備される区域内のすべての土地(宅地・田・畑など)が負担 金の賦課対象となり、その土地を所有している方が受益者となります。

ただし、土地の所有者以外で権利(地上権・借地権その他)を有する者がいる場合は、権利者と土地の所有者で話し合いをされた上で、受益者を定めていただくこととなります。

負担金の額

負担金の額は、土地の面積に応じて算出され、事業 区域により、右の表のとおりとなっています。

例えば、第7期事業区域で土地の面積が330㎡(約100坪)の場合の負担金の額は

330㎡×460円=151,800円となります。 土地の面積は、土地登記簿等の公簿に基づきます。

事業区域	金 額 (1 ㎡当たり)		
第1期	350円		
第2期	400円		
第3期			
第4期			
第5期	460円		
第6期			
第7期			

負担金の納付方法

納付方法は、分割納付と一括納付があります。

分割納付・・・負担金を5年に分割し、これを年4期(5月、7月、10月、

2月)合計20期に分けて納付する方法です。

一括納付・・・負担金を一括して納付する方法です、納付後に納めた期数に

応じて報奨金が交付されます。

報奨金交付額=納期前に納付しようとする負担金額×下記の交付率

	内期前納付	19 期分	15 期分	11 期分	7 期分	3 期分
	明数	以上	以上	以上	以上	以上
3	を付率(%)	2 0	1 6	1 2	8	4

例えば、負担金全額 151,800 円(20 期分)を一括納付して報奨金の交付率 20%を適用するには、納期(5月)前の4月末日までに納付することになります。その場合の報奨金交付額は、151,800 円×20%=30,360 円となります。

負担金の減免と徴収猶予

負担金は、すべての土地が賦課対象となりますが、土地の用途やその状況等 又は受益者の事情等によって、負担金の一部又は全部が減免されたり、徴収を 一定期間猶予する制度があります。

例えば、公衆用道路として使用している私道は 100%の免除、現在耕作している農地(田、畑)又は山林は宅地等に転用されるまでは猶予などがあります。

受益者に変更があったときは

受益者負担金を納付中の土地及び徴収猶予の土地について、売買などにより 受益者の変更があったときは、受益者を変更するための手続きが必要となりま すので、速やかにご連絡ください。

特に、気を付けていただきたいことは、徴収猶予されている農地等を売買された場合です。この場合、受益者変更の手続きをされないままにしておかれますと、購入された方が宅地等に転用されたときに徴収猶予が解除され、当初、受益者として申告されている方に受益者負担金を納めていただくことになります。